

山形県総合政策審議会運営細則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(部会の議決) 第4条 条例第8条第7項の規定に基づく、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 国土利用計画法第8条第5項及び第6項並びに同法第9条第10項及び第14項に関する事項</p> <p>附則 この細則は、平成13年5月14日から施行する。</p> <p>附則 この細則は、平成15年7月29日から施行する。</p> <p>附則 この細則は、平成16年6月1日から施行する。</p> <p>附則 この細則は、平成17年6月22日から施行する。</p> <p>附則 この細則は、平成19年8月28日から施行する。</p> <p>附則 この細則は、令和元年7月29日から施行する。</p>	<p>(部会の議決) 第4条 条例第8条第7項の規定に基づく、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>国土利用計画法第7条第3項及び第9項</u>、第8条第5項及び第6項並びに同法第9条第10項及び第14項に関する事項</p> <p>附則 この細則は、平成13年5月14日から施行する。</p> <p>附則 この細則は、平成15年7月29日から施行する。</p> <p>附則 この細則は、平成16年6月1日から施行する。</p> <p>附則 この細則は、平成17年6月22日から施行する。</p> <p>附則 この細則は、平成19年8月28日から施行する。</p> <p>附則 この細則は、令和元年7月29日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この細則は、令和2年7月31日から施行する。</u></p>

○改正の趣旨

・国土利用計画法第7条に規定する都道府県計画の策定について、同法第8条に規定する市町村計画に対する助言又は勧告、及び第9条に規定する土地利用基本計画の策定と同様に、土地利用部会の議決をもって総合政策審議会の議決とするもの。